第四十一条　令附則第二十二条第一項又は第二項の規定による高額介護予防サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を計算期間において当該被保険者に対し介護保険を行った市町村（基準日市町村を除く。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

一　当該被保険者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者番号

二～四　（略）

２～５　（略）

（社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部改正）

第五条　社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務に係る財務及び会計に関する省令（平成十一年厚生省令第四十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（経理原則） **第一条**　社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百六十条第一項各号に掲げる業務（以下「介護保険関係業務」という。）に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。 （勘定区分） **第二条**　法第百六十四条の特別の会計（介護保険関係業務に係る経理に限る。以下「介護保険特別会計」という。）においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。 ２　支払基金は、介護保険特別会計の経理を明確にするため、次に掲げるところにより経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けるものとする。 一　（略） 二　介護保険関係業務に関する事務の処理に係る経理 （予算の添付書類） **第六条**　支払基金は、法第百六十五条第一項前段の規定により予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。 一～三　（略） ２　支払基金は、法第百六十五条第一項後段の規定により予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。 （事業計画及び資金計画） **第十条**　法第百六十五条第一項の事業計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。 一～三　（略） ２　法第百六十五条第一項の資金計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。 一～三　（略） ３　支払基金は、法第百六十五条第一項後段の規定により事業計画又は資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。	（経理原則） **第一条**　社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百六十条第二項に規定する介護保険関係業務（以下「介護保険関係業務」という。）に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。 （勘定区分） **第二条**　法第百六十四条の特別の会計（以下「介護保険特別会計」という。）においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。 ２　支払基金は、介護保険特別会計の経理を明確にするため、次に掲げるところにより経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けるものとする。 一　（略） 二　法第百六十条第一項各号に掲げる業務に関する事務の処理に係る経理 （予算の添付書類） **第六条**　支払基金は、法第百六十五条前段の規定により予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。 一～三　（略） ２　支払基金は、法第百六十五条後段の規定により予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。 （事業計画及び資金計画） **第十条**　法第百六十五条の事業計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。 一～三　（略） ２　法第百六十五条の資金計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。 一～三　（略） ３　支払基金は、法第百六十五条後段の規定により事業計画又は資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第四十一条　令附則第二十二条第一項又は第二項の規定による高額介護予防サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を計算期間において当該被保険者に対し介護保険を行った市町村（基準日市町村を除く。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

一　当該被保険者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号

二～四　（略）

２～５　（略）